

国内観光レクリエーションに関する政策的経緯と その空間的展開に関する研究

淡野明彦

奈良教育大学名誉教授

本研究は日本における観光レクリエーションに関する政策の経緯と政策が具体的に実現していく過程を明らかにすることを目的とした。初期においては、簡素で低廉な宿泊施設の整備が進み、次の段階では宿泊施設に多くのレクリエーション活動ができる付帯設備が加えられた。さらには「リゾート」と称した施設の大型化や高級化が試みられたが、計画の過大さにより頓挫した。今後の観光レクリエーションの発展においては、人々の交流と居住環境の保全を強める必要が重要である。

キーワード：地域計画 観光レクリエーション政策 政策評価 日本

I 研究テーマの設定

2019年における日本人の国内延べ旅行者数は5億8,710万人（うち宿泊者数は3億1,162万人）であった。最近10年間の推移をみると、2011年では6億1,253万人（うち宿泊者数は3億1,356万人）で、その後、若干の増減をみながら2017年では6億4,751万人（うち宿泊者数は3億2,333万人）にまで達したが、その後は減少に転じている（国土交通省観光庁、2020）。2020年以降は新型コロナウイルスの蔓延により旅行者数のかなりの減少が報じられているが、蔓延の早期の終息による回復が期待されている。このためにはリリーフ的な対処だけでなく、観光レクリエーションの今後の一層の発展に向けた堅固で持続的な方策の検討が必要である。

筆者は観光の構造をチャートとして提示してきたが（淡野、2004初出、2016修正）、観光においては観光対象となる観光資源の存在が何よりも重要であり、その存在を顕在化させ利用を促進させる因子として開発・管理主体の存在を指摘してきた。具体的には国、地方自治体による観光レクリエーションに関する政策の立案、必要な財政的措

置、開発行為に対する指導や誘導、地域環境全体との調整等で、企業においては必要な投資行動、経営方針の立案等である。

とりわけ、国が観光レクリエーションに関してどのような計画的な政策を立案するかは最も重要であり、その実現のために必要な法的整備、該当する地方自治体や企業の参画、具体的な施設や設備の空間的な整備が一連のものとして構造化される。

国が国土を人々の生活に資するためどのような管理し利用するかについては、「国土総合開発法」（1950年制定）において基本的な方針が定められ、この方針に基づいて「国土総合開発計画」が策定される法的な仕組みとなっている。この過程において、観光レクリエーションに関してどのような国レベルでの政策が進められてきたかの経緯を系統的に考察することは、これまでの政策の評価を踏まえた今後の観光レクリエーションの発展の方向性への示唆として必要である。

計画の文言的な内容の考察に加えて、人間活動による空間の組織化の解明をめざす地理学の視点からは、計画が空間的に具体化されていった過程を捉えることが重要である。長らく行政的な立場から観光レクリエーションに関わってきた寺前